

第5版への序文

平成29年2月に本書の第4版を出版した後、以下の法律が制定されたのでその内容をこの第5版に反映させた。また、第4版を出版した後に公表された裁判例の幾つかを、この第5版に反映させた。

第1は、短時間労働者に対する厚年法等の適用を拡大し、受給開始時期の選択肢を拡大するなどの改正を行った、令和2年改正法である。

第2は、厚年法等の育児休業中の保険料免除要件の見直しなどを行った、令和3年全世代対応型社会保障構築法である。

第3は、医療目的及び長期観光の外国人を国年法等の適用除外者にした、令和元年健保法等改正法である。

第4は、消滅時効の完成猶予及び時効の更新等を導入するなどの改正を行い、令和4年4月1日に施行された、平成29年民法改正法及び民法改正関係法律整備法である。

第5は、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、行政機関による口座情報の確認作業等を不要にした、令和3年公金受取口座登録法である。

最後に、税制改正等に対応するとともに、年金額、統計数値等を最近のものに改めた。例えば特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が男女とも完全に65歳に引き上げられ、公的な年金担保貸付及び年金手帳の根拠規定が廃止されたので、その解説を削除した。

著者は喜寿を越え、体力が衰えた。このこともあり、菊池馨実早稲田大学教授に、本書第4版以後に公表された公的年金に関する裁判例のリストとその事実・判旨についてご教示をいただいた。また、厚生労働省年金局年金課の皆様、本書第4版以後に制定された公的年金にかかわる立法等の第5版への反映にご協力いただいた。この場を借りて感謝を申し上げる。

令和4年10月

上智大学名誉教授 堀 勝 洋